

平成20年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成20年3月21日 午後1時58分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	石 川 和 宏 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	永 井 久 君
総 務 部 長	塩 田 満 夫 君
市 民 生 活 部 長	野 口 直 人 君
福 祉 部 長	保 坂 悦 男 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 長	吉 井 勝 蔵 君
会 計 管 理 者	成 田 均 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
係 長	山 田 正 巳
主 事	川 野 輪 良 子

議 事 日 程 第 6 号

平 成 2 0 年 3 月 2 1 日 ( 金 曜 日 )

午 後 2 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 陳 情 第 20 - 1 号 安 全 な 医 療 と 看 護 ・ 介 護 の 実 現 、 地 域 医 療 拡 充 を は か る た め 、 医 師 ・ 看 護 師 等 の 大 幅 な 増 員 を 求 め る 陳 情 書

陳 情 第 20 - 3 号 高 齢 者 に 負 担 増 と 差 別 医 療 を 強 い る 2008 年 4 月 実 施 の 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 の 見 直 し を 求 め る 陳 情 書

日 程 第 3 議 案 第 3 号 笠 間 市 の 特 別 職 の 職 員 で 非 常 勤 の も の の 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

- 議案第4号 笠間市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第5号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 笠間市在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例について
- 議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 笠間市後期高齢者医療に関する条例について
- 議案第12号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 笠間市営友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例について
- 議案第14号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例について
- 議案第16号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第4 議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算
- 議案第33号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第34号 平成20年度笠間市老人保健特別会計予算
- 議案第35号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第36号 平成20年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第37号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第38号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第39号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第40号 平成20年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第41号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計予算
- 議案第42号 平成20年度笠間市友部水道事業会計予算
- 議案第43号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計予算
- 議案第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 日程第5 議案第45号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについて

## 追加日程

### 日程第6 議案第46号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例について

#### 1. 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 陳情第20-1号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、  
医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書

陳情第20-3号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢  
者医療制度の見直しを求める陳情書

日程第3 議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関  
する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 笠間市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例に  
ついて

議案第5号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例について

議案第6号 笠間市在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例  
について

議案第7号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例につい  
て

議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第9号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて

議案第10号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第11号 笠間市後期高齢者医療に関する条例について

議案第12号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第13号 笠間市営友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例に  
ついて

議案第14号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第15号 笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める  
条例について

議案第16号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例につい  
て

議案第17号 市道路線の廃止及び認定について

日程第4 議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算

議案第33号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計予算

- 議案第34号 平成20年度笠間市老人保健特別会計予算  
議案第35号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第36号 平成20年度笠間市介護保険特別会計予算  
議案第37号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計予算  
議案第38号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計予算  
議案第39号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算  
議案第40号 平成20年度笠間市立病院事業会計予算  
議案第41号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計予算  
議案第42号 平成20年度笠間市友部水道事業会計予算  
議案第43号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計予算  
議案第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算  
日程第5 議案第45号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについて  
追加日程  
日程第6 議案第46号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例について

---

午後1時58分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんご苦労さまです。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

---

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番上野 登君、16番横倉きん君を指名いたします。

陳情第20 - 1号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書

陳情第20 - 3号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の見直しを求める陳情書

議長（石崎勝三君） 日程第2、陳情第20 - 1号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書、並びに陳情第20号 - 3号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の見直しを求める陳情書の2件を一括議題といたします。

この陳情につきましては、所管委員会の審査が終了しておりますので、委員長から委員会の審査と結果についてご報告を求めます。

文教厚生委員長海老澤勝男君。

〔文教厚生委員長 海老澤勝男君登壇〕

文教厚生委員長（海老澤勝男君） 朗読をもって報告いたします。

今期市議会定例会において文教厚生委員会に付託になりました陳情書について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、3月10日午前10時から委員会を開催し、審査を行いました。

初めに、陳情第20 - 1号であります。安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書について審査を行いました。

当陳情については、さきの第166回通常国会において、医師・看護師などの医療従事者を大幅に増員し、看護職員の配置基準を夜間は患者10人に対して1名以上、日勤帯は患者4人に対して1人以上とするなど、抜本的に改善するとともに、夜間日数を月8日以内に規制するなど、看護職員確保法等を改正することの請願が採択されていることなどから、当委員会では、不採択とすることに決定した次第であります。

次に、陳情第20 - 3号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の見直しを求める陳情書について審査を行いました。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から75歳以上の方が加入する新しい医療制度で、既に県内全市町村で組織する茨城県後期高齢者医療広域連合が設立されたわけであり、そのスタートに向け、種々の業務がなされております。

以上のことから、当委員会では、国の新しい医療制度であることなどをかんがみ、不採択とすることに決定した次第であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

以上。

議長（石崎勝三君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

7番鈴木貞夫君。

〔7番 鈴木貞夫君登壇〕

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

陳情第20 - 3号 全日本年金者組合笠間支部、代表中根 衛氏ほか167名が提出した高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の見直しを求める陳情書について、この不採択に反対し、本会議において採択を求める討論を行います。

私は、今までに何度か、一般質問で後期高齢者医療制度について取り上げてきました。2006年6月に国会で法案が自公の与党により可決されて以来、この法律について、全国から見直し・中止を求める声が上がってきました。何ゆえ政府は75歳以上を切り離し、差別する医療制度をつくったのでしょうか。

厚労省の審議会は、75歳以上の高齢者の特性を、治療の長期化、複数の病気を持つ、多くの人に認知症が見られる、いずれ避けることができない死を迎えたとし、医療費がかかり削減する必要があるとしているからです。高齢者の生命を守り、安心して生活できることよりも、高齢者への高負担となる保険料の上に差別的な診療制度へとしたのです。このことから、全国各地で議会や広域連合議会で見直しや中止を求める意見書が出されてきております。

4月からの実施です。医療機関の人、お医者さんなど、また被保険者の人々、また事務を行う市の担当部署にも、この制度が十分に知らされておりません。この制度を導入し、推進した厚労省の大臣官房審議官宮島俊彦氏は、制度の将来について、5年ぐらいはやっていけると思うということ週刊「東洋経済」に書いております。

そのようなことを言わざるを得ないことは、何ら長期見通しのない制度であることを証明しております。4月から実施するとしても、この制度について問題点を指摘し、見直しを求めることは必要なことです。本議会に提出されている陳情書に議員諸兄の賛同を賜り採択されることをお願いして、討論といたします。

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより採決いたしますが、念のために申し上げます。

今回の陳情については、委員長の報告はいずれも不採択とすべきものであります。採決は、問題を可とすることで諮らなければなりませんので、ご留意願います。

お諮りいたします。

初めに、陳情第20 - 1号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書について、委員長の報告は不採択すべきものであります。

本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第20 - 3号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の見直しを求める陳情書に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

---

議案第 3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 笠間市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 5号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 笠間市在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例について

議案第 8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第11号 笠間市後期高齢者医療に関する条例について

議案第12号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第13号 笠間市営友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例について

議案第14号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第15号 笠間都市計画事業岩間駅東土地地区画整理事業施行規程を定める条例について

議案第16号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 市道路線の廃止及び認定について

議長（石崎勝三君） 日程第3、議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第17号 市道路線の廃止及び認定についてまでの15件を一括議題といたします。



これより各常任委員会の委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。  
初めに、総務委員会委員長より報告を願います。

委員長海老澤 勝君。

〔総務委員長 海老澤 勝君登壇〕

総務委員長（海老澤 勝君） 総務委員会の報告をいたします。

今期市議会定例会において総務委員会に付託になりました案件について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、3月7日午前10時から第1委員会室において、委員全員のほか、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

まず、議案の内容及び質疑となった主なものを申し上げます。

議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、都市計画事業の施行に伴い土地区画整理審議会委員及び土地区画整理評価員を新たに加え、また高齢者保健福祉計画策定に伴い高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員を追加するものであります。

さらに、合併前に岩間地区のみにあった公民館部長、副部長を削減するものであります。

質疑では、公民館部長、副部長を削除することによって公民館運営に支障を来すのではないかといった質疑応答が交わされました。

議案第4号 笠間市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例については、現在3区域にある地区消防団を統一し、笠間市消防団と名称を変更し、また消防組織法の改正に伴い任免及び階級等について改正するものであります。

質疑では、旧地区の境界付近で火災が発生した場合の出動体制はどのようになるかといった質疑応答が交わされました。また、消防団の統一を機に後援会等のあり方について意見が出されました。

審査の結果、各議案とも内容を適切なものと認め、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます、報告といたします。

議長（石崎勝三君） 次に、文教厚生委員会委員長より報告を願います。

委員長海老澤勝男君。

〔文教厚生委員長 海老澤勝男君登壇〕

文教厚生委員長（海老澤勝男君） 本案件も朗読して報告をいたします。

今期市議会定例会において文教厚生委員会に付託になりました案件について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、3月10日午前10時から第2委員会室において、委員全員のほか執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

まず、議案の内容及び質疑となった主なものを申し上げます。

議案第5号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、友部駅北口自転車駐車場の完成に伴い、現在2カ所ある市営自転車駐車場に同駐車場を加えるものであります。質疑は、特にありませんでした。

議案第6号 笠間市在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例については、茨城県在宅障害児福祉費補助金交付要綱の改正に伴い改正をするものであります。

質疑では、今回の改正に伴い対象となる各該当者は何人いるかといった質疑がなされました。

議案第7号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例については、笠間市在宅心身障害者の福祉向上を図るため、友部地区の笠間市中心身障害者福祉センターと岩間地区の笠間市福祉センターの設置及び管理条例を統合し、笠間市障害者福祉センターを設置するものであります。

議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例については、税制改革に伴い介護保険料が著しく増加する被保険者に対し、激変緩和措置を延長する政令が公布されたのに伴い改正するものであります。

議案第9号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例については、高齢者の医療確保に関する法律の施行及び茨城県医療福祉対策要綱等の改正によるものであります。

議案第10号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法の一部改正に伴い市条例の一部を改正するものであります。

議案第11号 笠間市後期高齢者医療に関する条例については、平成20年度から施行される新たな後期高齢者医療に関し、笠間市が行う事務を定めるものであります。

議案第12号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例については、新たに高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い改正するものであります。

議案第16号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例については、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

ただいま申し上げました議案第6号を抜きました議案第5号から議案第16号までの8議案については、特に質疑はなかったわけであります。審査の結果、各議案とも適切な内容と認め、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

以上。

議長（石崎勝三君） 次に、土木建設委員会委員長より報告を願います。

委員長常井好美君。

〔土木建設委員長 常井好美君登壇〕

土木建設委員長（常井好美君） ご報告申し上げます。

今期市議会定例会において土木建設委員会に付託になりました議案につきまして、その

審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、3月7日午前10時から第4委員会室において、委員全員のほか、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

付託された4議案の審査の経過と結果を議案順に申し上げます。

まず、議案第13号 笠間市嘗友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例についてであります。

既に供用されております友部駅北口広場に、今回、駐車台数16台の駐車場を設置し4月1日から供用開始するため、その設置及び管理についての条例を定めるものであります。

質疑では、この駐車場の設置利用目的や身体障害者の利用料金、そして設定された駐車料金の考え方などについて質疑がありました。

次に、議案第14号 笠間市嘗住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、笠間市嘗住宅管理条例において暴力団員を排除するための規定を加えるものであります。

なお、質疑はありませんでした。

次に、議案第15号 笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例についてであります。

今回、笠間市が岩間駅東土地区画整理事業を施行するに当たり、土地区画整理法の規定により、条例を制定してその施行規程を定めることとされており、この条例を定めるものであります。

質疑では、第11条の随意契約による保留地の売り払いにおける価格の決め方や保留地の処分、そして第13条における審議会の委員の構成などについて質疑がありました。

次に、議案第17号 市道路線の廃止及び認定についてであります。

今回は、認定する路線9路線、この認定に伴い機能が重複するために廃止する路線5路線、合わせて14路線でありまして、合併市町村幹線緊急整備支援事業により位置づけられている友部地区の北山を抜ける延長2キロの路線や、岩間工業団地の拡張事業に伴う団地内市道路線のつけかえや、開発行為により整備された路線などを内容とするものであります。

質疑では、岩間工業団地拡張によるつけかえ道路の具体的内容や、開発行為により整備された路線の扱いなどについて質疑がありました。

審査の結果、付託されました全議案について、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順に発言を許可いたします。

7番鈴木貞夫君。

〔7番 鈴木貞夫君登壇〕

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

本会議に提案されている議案第11号 笠間市後期高齢者医療制度に関する条例について、反対討論を行います。

75歳以上の高齢者と65歳から74歳の障害のある人を対象としたこの制度は、世界でも類を見ません。

この制度の問題点は、一つ、年金の所得に比べて高い保険料を天引きすることです。1人平均6万9,353円、厚生年金が208万円ある平均的な高齢者の場合は保険料が7万9,262円です。

二つに、年金が月1万5,000円以下であり、無収入の人は、生活保護基準以下の収入であっても保険料が徴収されます。7割減額されたとしても、年1万1,200円が徴収されます。

三つに、保険料の算定が、本人でなく世帯主の収入で決められるため、息子が収入あれば、本人が無収入でも均等割3万7,400円の減額はなく、徴収されます。また、連帯責任というふうに制度がなっております。

四つに、保険料に審査支払手数料、健康診査料と諸経費9,186円、さらに未納者分の3%が1人2,081円、計1万1,267円を上乗せし、保険料を高額にしていることです。

五つに、高額な保険料を徴収しながら医療に各種の制限があることです。

六つに、終末期の人を早期に退院させることに重点を置き、家庭の状況を見向きを無視しております。

七つ、健康診査料を保険料に含みながら、茨城県広域連合議会は、健診の実施を4人に1人、25%としていることです。厚労省も健診を受ける人の制限をしております。

八つに、以上この制度の問題点を指摘しましたが、最大の問題点は、高齢者の生活を守り健康を守ることでなく、高齢者の医療費がかかり過ぎることをいかに削減するかに重きを置いていることです。後期高齢者医療制度が、75歳以上を後期高齢者と決めつけ、国保や健康保険から追い出し、保険料の値上げを認めるか、それが嫌なら医療の制限を認めるのか高齢者に迫る制度となることです。余りにも欠陥だらけの制度であり、全国の地方議会の3割以上の議会で、抜本的見直し、さらに中止撤回を求める意見書が採択されております。中止した上で全面的見直しを求めることを求め、反対討論といたします。

議長（石崎勝三君） 16番横倉さん君。

〔16番 横倉さん君登壇〕

16番（横倉きん君） 16番、日本共産党の横倉きんです。

議案第17号 市道路線の廃止と認定について、反対の立場で討論を行います。

合併特例債の用途については、市が実施したアンケートでも、身近な生活道路の改良を求める意見が多く寄せられました。合併特例債を使って新しい道路建設を進めることが優先する中で、高齢化社会が一層進む中、車いすでも歩ける歩道や段差をなくした車道と歩道の分離、拡幅など生活道路の改良が強く求められているにもかかわらず、後回しになっています。

有利と言われる特例合併債ですが、34%は返済があり、財政を重くすることになります。福祉や医療、教育などへのしわ寄せが心配です。

以上の点から、生活に軸足を置いた計画の見直しを求め、反対するものです。

議員各位の皆様には、賛同を賜りますようお願いを申し上げて、討論を終わります。

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 笠間市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 笠間市在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例につ

いてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」、「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」、「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。  
本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 笠間市後期高齢者医療に関する条例についてを採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は可決であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は可決であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」、「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。  
本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 笠間市営友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例についてを採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は可決であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は可決であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 笠間都市計画事業岩間駅東土地地区画整理事業施行規程を定める条例

についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 市道路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算

議案第33号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第34号 平成20年度笠間市老人保健特別会計予算

議案第35号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第36号 平成20年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第37号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第38号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計予算

議案第39号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第40号 平成20年度笠間市立病院事業会計予算

議案第41号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計予算

議案第42号 平成20年度笠間市友部水道事業会計予算

議案第43号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計予算

議案第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算

議長（石崎勝三君） 日程第4、議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算から議案



第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算までの13件を一括議題といたします。

予算特別委員会委員長から審査の経過と結果についてご報告を願います。

委員長須藤勝雄君。

〔予算特別委員長 須藤勝雄君登壇〕

予算特別委員長（須藤勝雄君） 今期市議会定例会において予算特別委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、3月11日、12日、13日の3日間にわたり、議員全員協議会室において、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

審査は、議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算、議案第33号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計予算、議案第34号 平成20年度笠間市老人保健特別会計予算、議案第35号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算、議案第36号 平成20年度笠間市介護保険特別会計予算、議案第37号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計予算、議案第38号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計予算、議案第39号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算、議案第40号 平成20年度笠間市立病院事業会計予算、議案第41号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計予算、議案第42号 平成20年度笠間市友部水道事業会計予算、議案第43号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計予算、議案第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算についての13件であります。

審査の方法は、部単位に行い、それぞれの課ごとに説明を受け、審査に入りました。

審査の過程で質疑となった主な事項を申し上げます。

11日に審査いたしました議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算のうち、市長公室所管では、職員研修委託料、臨時雇い賃金、ポートピア岩間環境整備協力金の内容、デマンド交通システムに係る総事業費、ふるさと創生基金繰入金の配分額。総務部所管では、行政事務連絡交付金、区長報酬の基準、支所の公用車に係る燃料費の購入先及び車検等の業者選定、防災行政無線機器の購入と今後の取り組み、上水道広域化促進対策補助金、市財政収支のバランス、市税徴収嘱託員の人数及び市税徴収指導員報酬の内容と徴収嘱託員による徴収金額。市民生活部所管では、地域集会所建設補助金の交付基準、自治総合センターコミュニティ助成金及び出会い創出支援事業補助金、エコフロンティアかさま地域振興交付金、さらに塵芥処理の設計業務委託料、環境衛生費の検査委託料の検査項目と内容、一般廃棄物収集処理に係る業者の選定方法、ゴミ指定袋作製委託料、地域保健対策推進費に係る報償費の内容。保健衛生部所管では、出産費資金貸付金の限度額及び制度のPR方法、地域保険対策推進費に係る報償費の内容。

議案第33号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計予算では、滞納世帯数及び納税相談を受けた件数と徴収率について質疑がなされました。

議案第34号 平成20年度笠間市老人保健特別会計予算の質疑はありませんでした。

議案第35号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算では、特別徴収保険料及び普通徴収保険料納付者の人数について質疑がなされました。

議案第40号 平成20年度笠間市立病院事業会計予算では、未収金、前年度繰越欠損金、救急患者の受け入れ体制、1、2月の外来患者数について質疑がなされました。

12日に審査いたしました議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算のうち、消防本部所管では、消防団詰所建設、常備消防団署員の勤務体制、署員の充足率について質疑がなされました。さらに消火栓ボックス内にホースを補充していただきたい旨の要望が出されました。

農業委員会事務局での質疑はありませんでした。

議案第38号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計予算では、汚泥処理委託料について、家庭排出される油脂分を遮断・取り除くクリーン楯の普及に努めるよう要望が出されました。

議案第39号 農業集落排水事業特別会計予算での質疑はありませんでした。

企業会計の水道事業会計では、県中央広域水道からの受水量などについて質疑がなされました。

平成20年度笠間市一般会計予算の福祉部所管では、成年後見人謝礼、弁護士謝礼、福祉センターいわま給湯配管工事、自立支援法に基づく支援の効果、扶助費の種類と内容、難病患者数、いこいの家はなさかの利用者数、障害者更生医療給付費に係る人工透析者数、児童クラブ運営業務、放課後児童クラブ補助金、家庭児童相談員の人数、内容、保育所費の賄材料費、敬老会実行委員会交付金の内容等について質疑がなされました。

議案第36号 平成20年度笠間市介護保険特別会計予算では、滞納繰越分普通徴収者の人数、高額介護サービス費の内容。

議案第37号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計予算の質疑はありませんでした。

平成20年度笠間市一般会計予算の産業経済部所管では、わな狩猟免許取得助成金、水田農業条件整備（暗渠排水）事業補助金、深井戸電気料負担金、茨城中央工業団地事業用地取得委託事務費、観光案内所運営委託料などに質疑がなされました。

13日に審査いたしました平成20年度笠間市一般会計予算のうち、教育委員会所管分では、原子力エネルギー教育支援事業補助金、学校評議員の選任方法及び活動内容、工事請負費、適応指導教室委員、給食センターの統廃合、図書購入費、スポーツ奨励金について質疑がなされました。

都市建設部所管では、涸沼川改修に伴う進捗状況、道路改良工事、道路新設改良費及び市幹線道路整備費の減額の理由についてであります。

会計課所管では、預金利子について質疑がなされ、監査委員会、議会事務局所管での質疑はありませんでした。

以上、3日間にわたり執行部との間で活発な質疑応答が交わされました。その後、討論を行い、採決の結果、議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算、議案第33号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計予算、議案第35号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算、議案第36号 平成20年度笠間市介護保険特別会計予算、議案第37号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計予算は賛成多数により、また議案第34号 平成20年度笠間市老人保健特別会計予算ほか7議案については全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託になりました案件の審査結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、ご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、午後3時5分に再開いたします。

午後2時55分休憩

---

午後3時06分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

通告がありますので、順に発言を許可いたします。

7番鈴木貞夫君。

〔7番 鈴木貞夫君登壇〕

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

議案第35号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を行います。

私は、今まで一貫して後期高齢者医療について問題点を指摘してきました。市の独自の減免や、保険料に入っている諸経費の公費負担を主張してきましたが、笠間市においては何ら行おうとはしておりません。

この制度の問題は、高齢者の医療費を減額することを目的とし、高齢者の健康や生活を守ろうとしていないことでもあります。既に、高齢者は介護保険料、さらに高齢者医療の保険料と高額負担を強いられることとなります。その上、年々年金が減額していることも事実であります。

今回の高齢者医療は、所得のない人にも保険料が徴収されます。月1万5,000円以上の年金者は、年金から天引きされる過酷な制度であります。また、1万5,000円以下しか年金がなく、さらに所得のない人にも、月1万1,200円という額が課されるようになってお

ります。

よって、本会計には反対するものであります。議員諸兄の賛同を得られますようお願いいたしまして、私の討論といたします。

議長（石崎勝三君） 次に、16番横倉さん君。

〔16番 横倉さん君登壇〕

16番（横倉さん君） 16番、日本共産党の横倉さんです。

議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算、議案第33号 平成20年度国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

地方分権、三位一体の改革で税源移譲が昨年行われ、所得税の一部が住民税に移行されました。このため税率が改正され、市民税では200万円以下が3%、700万円以下が8%、700万円以上10%が一律6%になりました。所得の低い市民は、定率減税の全廃とあわせて大変な負担増になりました。国保や介護保険料に連動するため、一層負担が重くなり、暮らしを圧迫しています。

一方、大企業や大資産家には減税がそのまま続けられています。税の基本は、累進課税です。基本に戻るべきです。

予算書の歳入に市税が93億4,205万円、前年度に比べて5,522万7,000円の増となっています。一方、地方交付税は、昨年に比べ5億5,100万円、臨時財政対策債でも5,000万円、合わせて6億100万円の減になっています。今後、団塊の世代の大量退職により市民税の減少が予測されます。また、合併後の特例期間が終了し、地方交付税そのものが一層減少していくことになります。

そういう中で、一般会計の歳出の面で、子育て支援の観点から、保育料の統一において低い方へ統一され、また不妊治療や妊産婦健診など公費助成の拡充されたことは評価すべきものです。

しかし、職員の退職に合わせ正規職員と同じ仕事を臨時職員にかえるなど、非正規雇用の拡大が行われています。財政が大変だとはいえ、新たな格差と貧困を生み、雇用の安定と生活できる賃金という面から見ても、少子化対策とは矛盾するものです。行政サービスの面からも、責任の所在のあいまいさ、サービスの低下、市として継続して行わなければならない本来業務を、安上がりというやり方でするのは改めるべきです。

また、補助金事業について、同和対策事業は国が廃止したものにもかかわらず、人権対策、同和対策費として175万円が予算化されています。同和対策事業が差別がなくなったとして終了しているにもかかわらず予算化していることは、同和の特別扱いを意味し、新しい差別を生み出すことにつながり、放置できない問題です。

また、農業予算でも、食料の自給率が叫ばれていますが、農業を続けていけるような施策が見受けられません。

国保会計については、国保は自営業、農林水産業、退職者、高齢者などの方々に構成さ

れ、国保の財政基盤はもともと脆弱なものです。そのため、公的医療保険制度の中で唯一社会保障制度として位置づけられています。ところが、国庫支出金は49%あったものが約34%まで削減されました。このことは、国保財政を直撃し、相次ぐ国保税の値上げが滞納世帯を生み出す悪循環に陥っています。

また、定率減税の廃止、住民税の増税などが連動し、国保税の値上げになっています。滞納世帯が23%になっており、資格証明書、短期保険証が発行され、必要な医療が受けられない事態は改善されなければなりません。

新たに65歳以上、75歳未満の世帯では、年18万円以下の年金受給者から介護保険料と合わせて国保税が天引きされます。国保税の納税の困難な方には、納税相談として納付猶予や分納ができましたが、新制度ではこれらのことができなくなり、生存権を脅かすものとなっています。

以上の点から、議案第32号、33号に反対するものです。議員各位の皆様には、賛同を賜りますようお願いを申し上げて、討論を終わります。

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成20年度笠間市老人保健特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」、「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されま

した。

次に、議案第35号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成20年度笠間市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成20年度笠間市立病院事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成20年度笠間市友部水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議案第45号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについて

議長（石崎勝三君） 日程第5、議案第45号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第45号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについての

提案理由を申し上げます。

地方自治法第162条の規定により、本案を提出するものであります。

よろしくお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立全員です。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程追加

議長（石崎勝三君） ここでお諮りいたします。

市長から議案が提出されております。

この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

午後3時23分休憩

---

午後3時25分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第46号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第6、議案第46号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例についてを議題といたします。



提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第46号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づき、市が管理する公の施設から暴力団等を排除するために提案するものであります。

内容につきましては、総務部長からご説明申し上げますので、よろしく審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 議案第46号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど議決をいただきました議案第7号 笠間市障害者福祉センター設置管理条例、議案第13号 笠間市菅友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例が議決されたことに伴いまして、追加提案をするものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の目的でございますが、第1条で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づき、社会公共の利益に反することとなる暴力団等の公共施設の利用を制限し、もって市民生活の安定及び福祉の増進に寄与することを目的とするものであります。

次に、第2条でございますが、対象施設でございます。この条例における制限の対象施設は、次ページ、2ページ、3ページの別表に掲げます40の条例規則に定める132施設とするものでございます。

使用の制限、第3条でございますけれども、集団的に、または常習的に暴力団的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるときは、当該使用を許可しないとするものでございます。

2項では、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、当該使用の許可を取り消し、または使用を中止し、もしくは制限することができるものとするものでございます。

なお、4条に委任規定、附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

17番町田征久君。

17番（町田征久君） 町田です。

非常に難しいんですが、これは私らも経験があるんですが、どういう基準をもって暴力団と判定するんでしょうか、その関係事務所の事務員が。予約をすとか何とかしたって、顔は見えないですよ。実際に来て、顔を見て、格好を見て、これは暴力団だと、こう判断はできないと思います。

例えばの例を申し上げますと、私、ゴルフ場で、よく入れ墨を背負った人と、顔びつとこうマークがあって、出入り禁止というような形になっております。だけど、暴力団か何だかわかりません。おふろ入って見て、あれっと思うんですから。

だから、市の公共施設から排除するといったって、これは難しいと思うのですが、どういう基準をもって判断するか、お尋ねします。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 17番町田議員のご質問にお答え申し上げます。

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づいて制定するものでございますが、この暴力団の定義につきましては、この法律に規定がされてございます。

一つといたしまして、暴力的不法行為等、これは別表で定めるものでございますけれども、それから暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、指定暴力団等、暴力団員、暴力的要求行為、準暴力的要求行為とするものでございます。この法律で定義されている暴力団等を指すということにさせていただきます。

不法行為があった時点で3条の2項の規定を準用すると。許可をしている場合にあっては排除することができるものとしてございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） しつこく聞くわけじゃないですが、実際にわからないで許可をした場合ですよ、一番難しいのは。それで、指定管理者でも何でも、取り消す、そこらでいろいろ問題が起きるとか、暴力的不法行為等を行うおそれのある組織というのは、きちっと組織を名乗って公共施設は使いませんから、その辺の問題を十二分に、反対ではないんですが、考慮してほしいと思います。

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

閉会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程はすべて終了し、今期市議会定例会に提出された議案の審議も全部議了いたしました。

これにて平成20年第1回笠間市議会定例会を閉会といたします。

午後3時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署名議員 上 野 登

署名議員 横 倉 き ん